# 農業委員会名簿

出欠席	役		職		氏		名	備	考
出席	会		長	渥	美		誠		
出席	副 (職者	会 簩代理		田	中	光	義		
出席	副	会	長	辻		義	則		
出席	副	会	長	伊	藤		豊		
出席	委		員	就鳥	野	則	美		
出席	委		員	服	部		貢		
出席	委		員	浅	井	佐智	習子		
出席	委		員	=	輪	時	広		
欠席	委		員	大	橋		之		
出席	委		員	加	藤	博	由		
出席	委		員	伊	藤	里	海		
出席	委		員	Щ	田	真	弘		
出席	委		員	日	榮	隆	広		
出席	委		員	加	藤	さり	<b>ー</b>		
出席	委		員	沖		龍	彦		

# 事務局出席者

氏 名	氏 名
産業振興課長(事務局長)	清水直樹
課長補佐 (事務担当)	伊藤光
主 査(事務担当)	藤田佳久
主 事(事務担当)	礒 川 湧 生
主 事(事務担当)	植松佑太

発言者	内容							
2-1,7,	1. 開催日時 令和4年10月20日(火)							
	午前9時00分から午前9時20分							
	2. 開催場所 愛西市役所 北館3階 災害対策本部兼会議室							
	3. 出席委員(14人)別紙のとおり							
	4. 欠席委員( 1人)別紙のとおり							
	5. 議事日程							
	日程第 1 議事録署名委員の指名							
	日程第 2 議案第 17号 農地法第3条の規定による許可申請							
	日程第 3 議案第 18号 農地法第5条の規定による許可申請							
	日程第 4 議案第 19号 買受適格証明書(3条許可)							
	日程第 5 議案第 2 0 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願							
	日程第 6 決定第 7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に よる当委員会の決定について							
	日程第 7 専 決 報 告 1. 農地法第3条の3の規定による届出							
	2. 農地法第4条第1項第8号の規定による届出							
	3. 農地法第5条第1項第7号の規定による届出							
	4. 現況証明願							
	日程第 8 報 告 1. 農地法第18条第6項の規定による通知 2. 農地改良届出書							
	6. 農業委員会事務局職員 ( 5人) 別紙のとおり							
	7. 本委員会の書記は、課長補佐 伊藤 光 主査 藤田 佳久 主事 礒川湧 生 植松 佑太 である。							
	8. 会議の概要							
	開会(午前9時00分)							
事務局長	定刻となりましたので、只今より、令和4年10月定例農業委員会を始めさせていただきます。議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により渥美会長さんにお願いします。 会長さん宜しくお願いします。							
会長	《会長あいさつ》							

会長

それでは、本日の出席者数は(15名中14名)で、定足数に達しておりますので、只今より10月定例農業委員会を開会します。

審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。 ご異議ありませんか。

《異議なしの声》

それでは、

議席番号 10番 山 田 真 弘 委員 議席番号 13番 辻 義 則 委員

を指名しますので宜しくお願いします。

それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らさせていただきます。

議案第17号	農地法第3条の規定による許可申請・・・・・・4件
議案第18号	農地法第5条の規定による許可申請・・・・・・4件
議案第19号	買受適格証明願(3条許可)・・・・・・・・3件
議案第20号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願・・・・・1件
決定第 7号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に
	よる当委員会の決定について ・・・・・・・・8件
専 決 報 告	1. 農地法第3条の3の規定による届出・・・・・・6件
	2. 農地法第4条第1項第8号の規定による届出・・・1件
	3. 農地法第5条第1項第7号の規定による届出・・・4件
	4. 現況証明願・・・・・・・・・・・・・・3件
報告	1. 農地法第18条第6項の規定による通知・・・・・9件
	2. 農地改良届出書・・・・・・・・・・・ 1 件

それでは、議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請4件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。

事務局

《事務局説明》(1番から4番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明)

以上、4件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われます。以上で説明を終わります。

会長

只今、事務局より議案第17号 について説明させていただきました、何かご 質問・ご意見ございますか。

(発言なし) 宜しいでしょうか。 会長

それでは、議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請4件について賛成の方は挙手をお願いします。

# (全員挙手)

有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。

続きまして、議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請4件について 審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。

# 事務局

## 《事務局説明》

(1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗 読及び説明)申請者は、東名阪自動車道の蟹江 IC から弥富 IC 間の下り線床版取 替工事を請け負う共同企業体の代表者です。同工事には床版工事資材置場の確保 は必須であり、現在一時転用して利用している現場事務所兼資材置場の他に適当 な場所を探しておりました。申請地であれば 2 か所ともすぐ前を通る東名阪自動 車道に資材の搬入も容易で作業効率向上のために最適な位置であると考えており ます。今般の申請にて申請地を借り受け、資材置場として一時的に利用する計画 です。なお、事業完了後は責任をもって農地復旧を行います。

(2番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明)申請者は、申請地と隣接した宅地に戸数 10 戸の集合住宅を建築予定です。宅地内の駐車場には 12 台分の駐車場がありますが、申請地は駅から遠く、2LDK の物件もあるため、入居者の駐車場としては十分でなく、駐車場を増設したいと考えました。集合住宅を建築すると、申請地には接道がなく、農地としての利用が難しくなります。そこで、今般の申請にて申請地を買い受け、4 台分の駐車場を申請地に設置する計画です。

(3番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明)申請者は南河田工業団地に物流センターを設けております。顧客のニーズに合わせた事業拡大に伴い大型トラックを新規購入し使用することとなりました。しかし既存の事業所敷地内には普通車の駐車場しかなく、大型トラックの駐車スペースを別に設ける必要があります。事業所の近隣にはなかなか適当な土地が見つからず、事業所から車で2分ほどの申請地が見つかりました。今般の申請にて申請地を買い受け、15台分の大型トラック駐車場を設置する計画です。

(4番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明)申請者は、平成18年に創業し、本店を津島市に置き、主として運送業を行っております。あま市、津島市の土地を大型車駐車場として賃借しておりますが、津島市の土地は立ち退きを求められており、代わりの駐車場が必要となってきました。また、事業拡大で新たな車両も購入するため、まとまった面積の土地が必要です。そこで、幹線道路沿いの土地を探したところ、申請地2か所が見つかりました。申請地は県道沿いで交通の便が良く、新たな駐車場用地として選定しました。今般の申請にて申請地を買い受け、駐車場を設置する計画です。

事務局

以上、4件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われます。以上で説明を終わります。

会長

只今、事務局より議案第18号 について説明させていただきました、何かご 質問・ご意見ございますか。

委員

議案番号4番について、申請地付近には小学校や児童館があるため申請者には 周辺に注意していただくようにしてください。また、申請地南側の農地は水はけ が悪くなるおそれがあるため、その辺りの対策を講じていただくよう指導をお願 いします。

事務局

申請者には事務局から伝えさせていただきます。

会長

宜しいでしょうか。

それでは議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請4件について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。

続きまして、議案第19号 買受適格証明願(3条許可)3件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。

事務局

《事務局説明》(1番から3番の出願者・土地の所在・地目・面積、備考欄を朗読及び説明)

以上、3件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しない為、証明できるものと思われます。この証明をもって、競売に参加することができ、落札後、通常どおり、農地法第3条の申請があり、許可処理がされる流れとなります。なお、事務の効率化を図るため、出願者が落札して農地法第3条の規定による申請をされた時、この証明内容と相違ないときは、速やかに許可処理をしてよろしいかも含め、ご協議をお願いします。以上で説明を終わります。

会長

只今、事務局より議案第19号について説明させていただきました、何かご質問・ ご意見ございますか。

(発言なし)

宜しいでしょうか。

それでは議案第19号 買受適格証明願(3条許可)3件について賛成の方は 挙手をお願いします。 (全員举手)

会長

有り難うございました。全員賛成と言う事で、証明することに決定します。 また、落札された後、農地法第3条の申請が提出され、買受適格証明願の時と相 違ない場合は、速やかに許可処理させていただきますので、宜しくお願いします。

続きまして、議案第20号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願1件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。

事務局

《事務局説明》(1番の適格証明者住所・氏名、証明願の内容、申請地・地目・面積を朗読及び説明)以上、1件につきましては、事務局にて申請地の営農状況を確認したところ、適正であり願出者につきましても、納税猶予を受けるための要件を備えていると思われているため、証明できるものと思われます。以上で説明を終わります。

会長

只今、事務局より議案第20号 について説明させていただきました、何かご 質問・ご意見ございますか。

(発言なし)

宜しいでしょうか。

それでは議案第20号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願1件について 賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

有り難うございました。全員賛成と言う事で、証明することに決定させていただきます。

続きまして、決定第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定についての説明をお願いします。

事務局

《事務局説明》(1番から8番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、公告期間、作物名、権利の設定、新再設定を朗読及び説明)

決定第7号の農地利用集積につきましては、件数も多いため、集計概要を報告し、 説明とさせていただきます。議案番号1番から8番、全体筆数は19筆、面積は 15,236㎡です。1番から8番までは愛知県農業振興基金が一次借受人となって います。耕作人として、8名の方々が借り受けております。内容につきましては、 作物は 水稲、レンコン、蔬菜です。愛知県知事同意は令和4年10月3日、愛知 県農業振興基金同意は令和4年10月4日、公告年月日は令和4年10月31日、 契約開始年月日は令和4年11月1日となっております。権利の内容は、賃貸借 権、使用貸借権でございます。以上、集計概要を報告し、説明とさせていただき 事務局

ます。なお、この事案につきましては農業経営基盤強化促進法 第18条第3項 の各要件をすべて、満たしていると思われます。以上で説明を終わります。

会長

只今、事務局より決定第7号 について 簡略した内容ではございますが、説明させていただきました、何かご質問はございますか。

委員

議案番号8番の借人について、自身の経営農地を持っていないように見受けられますが、受け手として適切な人物なのでしょうか。

事務局

今回の借人は認定新規就農者であるため、受け手としては適切だと思われます。

会長

宜しいでしょうか。

それでは、決定第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

有り難うございました。

全員賛成ですので、市へ答申する事に決定させていただきます。

続きまして、専決報告 4件 について事務局より説明をお願いします。

# 事務局

#### 《事務局説明》

(専決報告 農地法第3条の3の規定による届出 1番から6番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明)以上、6件の届出を受理いたしました。

(専決報告 農地法第4条第1項第8号の規定による届出 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明)以上、1件の届出を受理いたしました。

(専決報告 農地法第5条第1項第7号の規定による届出 1番から4番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を 朗読説明)以上、4件の届出を受理いたしました。

(専決報告 現況証明願 1番から3番の願出者住所氏名・所在地、地目、面積、事由、現地確認年月日、証明年月日を朗読説明)以上、3件の届出を受理いたしました。なお、この事案につきましては、事務局にて申請書類及び現地を確認し、証明させていただきました。以上で説明を終わります。

会長

只今、専決報告 4件 についてご説明させていただきました、これについて 何かご質問ございますか。

(発言なし)

宜しいでしょうか。

それでは質問もないようですので、専決報告については終了させていただきます。

続きまして、報告 2件 について事務局より説明をお願いします。

事務局

《事務局説明》

(報告 農地法第18条第6項の規定による通知 1番から9番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、当初の目的、事由、備考を朗読説明)以上、9件の合意解約を受付いたしました。

(報告 農地改良届出書 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、埋立期間、備考を朗読説明)以上、1件の届出書を受付いたしました。

会長

只今、報告 2件 についてご説明させていただきました、これについて何か ご質問ございますか。

(発言なし)

宜しいでしょうか。

それでは、質問もないようですので、報告については終了させていただきます。

これをもちまして、10月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。

(終了 午前9時20分)

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和4年10月20日

会 長 渥美 誠

議事録署名者

議席番号10番委員 山田真弘

議事録署名者

議席番号13番委員 辻 義 則